時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日丼に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

東京商業會議所

頃日來頻に共會員の撰擧に忙はしき東京商業會議所はイヨ〳〵當撰の人名も定まりて先づ其形を成すに至れり撰擧前の模樣は日々の新聞紙上にも見えたる如く黨派の區別こそなけれ各自互に競爭して恰も國會府縣會議員の撰擧爭を學びたるやの嫌さへありしとなれば意外の手段に動かされて意外の人物を出すことありもやせん歟と我輩の窃に危ぶむ所ありしが此回の撰擧は果して會員その人を得たるや否や又これより條例第十七條によりて特別會員(學術技藝若くは商業上の經驗ある者)を撰定するに如何なる人々を推すべきや而して會議所が其事務權限を行ふの後に於て實際の成跡如何は世人の皆ともに屬目して今日尙は未だ觀る可らざる所のものなり

世に議論熱の流行を催はして其餘波遂に實業社會にまでも傳染したるは實に近年來の惡弊なり左れば是れより先き某の組合、某の會所と稱し或は各地方相通じ或は數州相合して種々の會議を開くに當り其これを組織する者は何れも實業家に相違なければ議する所自から適實にして公私の利益の爲めに効驗の著しきものなる可しと世間一般に望を屬する所ありしに想像は實際と相反して一に口舌の爭に走り唯議席の賑々しからんことに心を用ひて却て實利の本分を忘れ無益の談を以て始終したるもの往々にして珍しからず政治社會に教育社會に空論の勢力日に增し熾んにして終に國家の運命を支へて富源を開く可きものは唯實業家の一類のみなるに其會議に當りて不幸亦この狂態あるを免れざりしとは識者の竊に落膽する所あり既往斯の如くなれば東京商業會議所に付ても我輩は未だ全く杞憂を脫する能はざるものにして撰擧の競爭に政治的議員の爲を學びたるは敢て咎む可らずとするも會議所中にも亦同じく口論擾々たらんとするに至ては實利一偏と稱する商人の擧動に不似合千萬なることにして寧ろ會議所の耻辱と云ふも可なり

殊に會議所の事務權限は決して狹しとなさず西洋諸國に於けるものと頗る相似たるものなれば務めて之が利用を望むと共に其害用を避るの情は更に一層の切なるものあり按ずるに明治十一年創めて商法會議所を東京大阪に設立し爾後各地にも經營するものありしが同[illegible]年政府の保護を離してより漸次衰退して殆んど其蹤を見ず次いで十六年の農商務局者の誘導によりて再び之れを興せしも是亦實効を奏せずして有名無實の有樣に陷り以て今日に至りたるは必竟當時民間の氣運未だ熟せざるにも拘はらず政府が好事にして濫に干涉を試み恰も盆栽の花を煖室に養ふたるが如く一時人爲の美を呈したれども久しからずして天然の寒風に凋落したるものならん今度の會議所は條例によりて授けられたるものか商人の之を促したるものか兎も角も時勢の要用と民間の氣運は明治十一年の者の如きに非ざれば假令へ條例の結果なりとするも之を消化して民間自然の生出となし以て實効を奏するは唯會員の方寸に在る可しと我輩の敢て冀望する所なり從來の事歷に徵するに政府の干涉は商人に向て最も有力に行はれ政府の意見は則ち商人の議決にして諸種の弊根の伏する所となり人をして歎息せしむるもの每度なりしが此點に於て會議所は如何なるべきや以前の商法會議所は政府の保護に成り其他の實業諸會議も亦多くは政府の介抱を受けたるものなれば當局官吏の云ふ所に一種の威力を存したるや素より自然の所なるべしと雖も今度の商業會議所に於ては條例を消化して發達すべきものなるが故に法の範圍內には十分の獨立を保つに足るべく彼是自から同日の談に非ざるべき歟なれども俗に御用商人と唱へて官邊に緣故ある少數種族の勢力は中々侮る可らざるものにして一顰一笑殆んど以下の商人をして浮沈せしむるに足るほどなれば何々の會議等あるに當てはイツモ御用の光明を遠方より輝かしながら夫れとなく趣向を運らし衆議を鈐めて恭順の意を表せしめ以て實業社會を蹂躙したるは先例の歎く可らざる所なり蓋し獨立の基礎なき商人にては唯目前の身構に忙はしきより他に逆ふて私利に損害を招くを恐れ心に事の不當を知りつゝも敢て傀儡を甘んじて唯命これ從ふは是非もなきことなからん即ち御用商人の乘ずる所にして今日とても右の妙用を施さんとすれば必ずしも其術なきにあらず笑止千萬なる次第なれども都下幾千の撰擧者より撰まれて東京商業會議所の會員と爲る人々の中には自から男子もある可ければ飽くまでも獨立の一義を嚴守し會議所をして純乎たる商業の耳目たり代表者たるに恥ぢざらんことを希望せざるを得ず政府の干涉を責めず御用商人の不正を咎めず唯商人の自尊自信あれば可なるのみ

以上は既往の實跡により我輩の婆心を陳べたる迄にして會議所が進んで商業社會に實効を奏するの積極策に付ては或は俄に大に益する所もなかる可し固より其經費とても僅々の金なれば先づ以て當分は商業會議の雛形と心得て利を興するなどの議論は姑く差置き唯着實なる商人の本色を守りて漫に空論を論ずることなく獨立の精神を定めて自然の發達を待つ可きのみ今日の熱心決定は凡そ此邊に在て可ならん歟

官報

○司法省令第五號

函館、札幌、根室各地方裁判所管內郡役所戶長役場廢合ニ付登記所位置左ノ通改正ス

一明治十九年司法省令甲第四號登記所位置管轄區域表中函館地方裁判所管內久遠登記所ノ位置チ久遠外三箇村戶長ト改ム

一明治二十二年司法省告示第四號登記所位置管轄區域改正表中札幌地方裁判所管內市來知登記所ノ位置チ市來知外三箇村夕張郡戶長役場ト月形登記所ノ位置チ月形村雨龍郡上川郡神居外二箇村戶長役場ト根室地方裁判所管內熊牛登記所ノ位置ヲ熊牛外四箇村戶長役場ト改ム

明治廿四年五月十六日　司法大臣伯爵山田顯義

○司法省告示第六十四號

富山地方裁判所管內富山區裁判所松本開出張所本年三月三十一日火災ニ罹リ保管ノ明治十二年一月ヨリ同十七年七月ニ至ル上新川郡元日中上野村元福田村元上中村元上長屋村元上宮村元上小林村元新瀨戶村元上末村元上瀨戶村元下瀨戶村元瀨戶新村元中林新村元藏見村元下澤村元石阪村元高原上白岩村書公證建物賣買割印簿燒失セシチ以テ右年度中該村々ノ建物ニ付賣買ノ公證チ受ケタルモノハ明治二十四年五月三十一日限リ更ニ同出張所ニ登記ヲ願出ツ可シ

但右期限內ハ燒失ニ依リ更ニ登記ス可キモノ、外他ノ登記チ停止ス

明治廿四年五月十六日　司法大臣伯爵山田顯義

○遞信省告示第百二十六號

來六月十六日ヨリ美濃國郡上郡下田郵便局チ同郡白山村字福野ニ移シ白山郵便局ト改稱ス

明治廿四年五月十六日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○露國皇太子殿下遭難事件特發

(五月十四日發)　京都　木下立安氏報

絶えず玉體を勞し給ふ　露國皇太子殿下御遭難に付き我が天皇陛下には殊に叡慮を惱ませられ突然當地に行幸ありしさへ既に異例の事なるに昨日常盤ホテルに行幸の際も鹵簿は御輕裝にて先驅騎馬の天皇旗を捧持するのみとなかりしは全く皇太子殿下に御遠慮遊ばされたるものにして一昨夜十時御着京あるや引續き有栖川北白川兩宮殿下を始め西鄕青木兩大臣天機伺ひの爲め參內しければ數時間御物語りありて一同退出あり陛下には暫く昨日三時頃に及び御寢殿へ入らせられしに四時四十分頃に至り早や御目覺め遊ばされ間もなく伊藤黑田兩伯及び西鄕青木兩大臣の參殿あり十時頃よりは露國皇太子殿下を常盤ホテルに御慰問遊ばされ御還幸あるや又々宮方、大臣等の參內あり引續き午後四時に至り再び御出門あり露國皇太子御見送りの爲め神戶まで行幸遊ばされ昨夜十時當地に還幸あり爲めに陛下には皇太子御遭難のありし以來暫しも玉體を安んぜさせ給ふ御暇もなきやに承る

露國皇太子殿下　殿下御遭難に就き御見舞ひとして獻納ありし種々の品の中に就き草花の盆栽及金花鳥、山雀等を尤も愛せられ御旅館御出發の際にも右の金花鳥(京都海防費獻金者繪具商大塚平兵衞氏の獻納)を別に侍臣に命じて携さへさせ玉へりと又殿下京都御出發の際露國公使を經て北垣京都府知事に向ひ今回の遭難に際し京都府民が太子に盡せる懇情は殿下の御滿足に思召さるゝに依り厚く市民に謝意を傳へ吳れよと申し置かれたりと聞けり

天皇陛下　には昨夜午後十時七條着の汽車にて神戶より還幸あらせられしに黑田、伊藤の二伯、西鄕、青木の兩大臣も供奉して歸京し今十四日は午前中に伊藤、黑田、西鄕、青木其他の人々參內して會議を開きたるやに聞けり露國皇太子殿下は多分御歸國あらせらるべしとの人の話しを聞くに皇太子神戶御着の際には宮內省御用邸に御着ありしも椅子にも掛けさせらるゝ暇なく直ちに棧橋へ成らせられ御迎ひの端艇に召され御乘艦あらせられたるが其際天皇陛下と御別れの挨拶ありしが其容子何となく再び御對顏もあらせられざるが如き容子あり又常に御食物の調進方を爲し始終御先發となり居たる露國軍艦ニレッは本日午前一時三十分長崎に向け神戶を出發し其他の軍艦孰れも昨夜石炭を積み込み出帆の

用意を爲し居ん
せしもの〻修
十二時頃同所
右の修繕方を
早や不用に歸
時は橫濱へ送
る事固より出
昨今の京都
內に在り太子
の宮式部次官
かば京都は今
宮內省、府廳
取り拂ひ昨日
も接待掛りの
との往復次第
日まで京都市
還を申せば御
引上げ人力車の
の不足を告げ
るもあり又市
を停止し敬禮
通りも寂寥に
常盤ホテル近
最も多しと云

○殿下

電報を以て概
の御一行は午
ノ宮停車場へ
御迎へ馬車の
られ間もなく
ありたる迎へ
に移乘られた
松宮殿下は本
送りにて有栖川
る後八時神戶
せられたり始
下は御見舞の
は爾來宸襟を
も及ばず西京に
の汽車內にて
られては直ちに
暇もなく只だ
子御療養の
對面の後間も
事なれば陛下
は神戶に御駐
用邸は只だ
鞏遊ばさるゝ
く西京まで御
右の事情にて
宮は滯在され
二十分發の汽
成仁親王殿下
皇太子より午
露國軍艦の內
意を爲し居た
說れども未

○新橋橫濱間發車時刻　新橋發(下り)　午前六時(急行)、七時、八時、九時、十時四十五分、十一時四十分、午後一時十分、二時卅分(急行)、三時四十五分、四時四十五分、五時五十五分、六時五十分(急行)、七時三十分、八時三十分、九時五十分(急行)、十一時十五分(同上)、横濱發(上り)　午前六時三十分、七時四十五分(急行)、八時二十分、九時…

○新橋神戶間發車時刻　新橋發　午前六時(神戶迄)、…

○米原發(下り)　午前二時三十五分(神戶迄)…

○兩毛鐵道發車時刻(小山發)…

○水戶鐵道發車時刻…